

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

(産業人材育成課)

告示

○平成二十年度埼玉県・朝霞市総合防災訓練会場(第二十九回八都県市合同防災訓練埼玉県会場)養生及び造作設置業務委託に関する入札公告

(消防防災課)

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定(水環境課)

○大規模小売店舗の変更に係る告示(商業支援課)

○平方領々家土地改良区の解散認可(農村整備課)

○雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)

○大里郡利根川水害予防組合の区域変更

○越谷都市計画都市計画区域の整

備、開発及び保全の方針の変更

(都市計画課)

○越谷都市計画区域区分の変更

(都市計画課)

○越谷都市計画用途地域の変更

(都市計画課)

○戸田都市計画道路の変更の縦覧

(都市計画課)

○戸田都市計画用途地域の変更の縦覧

(都市計画課)

○坂戸都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

(都市計画課)

○越谷都市計画事業武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業の施行認可

(市街地整備課)

○宅地建物取引業法に基づく聴聞

(開発指導課)

○開発行為に関する工事の完了公告

(東松山県土)

○正誤

(東松山県土)

○正誤

(東松山県土)

○埼玉県教育委員会訓令第2号中訂正 (教委・総務課) 八

規則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十三号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則(昭和四十一年埼玉県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第十二条」を「第二十条」に改め、同項第四号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、「(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大

学校を含む。)」を削り、同項第六号中「第一条第一項第七号イ」を「第一条の四第一項第七号イ」に改め、同項第十号中「五年」を「十年」に改め、同項第十六号を削り、同条第二項中「第一条第一項第七号イ(2)」を「第一条の四第一項第七号イ(2)」に改める。

第六条第四項第二号中「、通所のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を使用しないで交通機関を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅(停留所等を含む。)までの距離が二キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関の運行回数が一日十往復以下であるもの(以下「通所が不便である者」という。)のうち」を削り、「者にあつては、」を「ものについては」に改める。

第八条第二項中「雇用保険法第四十条」を「同法第四十条」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「五十日」を「四十日」に改める。

別表第二号中「岩槻市」を削り、「上福岡市、三郷市並びに入間郡大井町及び三芳町」を「三郷市、ふじみ野市及び入間郡三芳町」に改める。

様式第一号(一)中「埼玉県知事 様」や「(あて先) 埼玉県知事」に「(7)」

駐留軍関係離職者等臨時措置法・炭鉱離職者臨時措置法該当者の有無 有(☑)・(☒)・無()に「(7)」

駐留軍関係離職者等臨時措置法該当者の有無 有・無 に「(7)」

様式第一号(一)中「埼玉県知事 様」や「(あて先) 埼玉県知事」に「(7)」

様式第三号中「埼玉県知事 様」や「(あて先) 埼玉県知事」に「(7)」

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第八条第二項の規定は平成十九年十一月一日から、改正後の第三条第一項第十号及び第六条第四項第二号の規定は平成二十年四月一日から適用する。

告示

埼玉県告示第九百八十二号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

平成20年度埼玉県・朝霞市総合防災訓練会場(第29回八都県市合同防災訓練

埼玉県会場)養生及び造作設置業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成20年9月3日(水)まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 告示日から入札日までの期間に、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱(昭和60年4月1日施行。土木部長決裁)に基づき指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定の日を審査基準日とする経営事項再審査を受けている者を除く。

(5) 平成19・20年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録され、業種区分「土木工事業」の格付けが、A級又はB級に格付けされた者であること。

(6) 朝霞市、志木市、新座市又は和光市内に本店又は主たる事業所を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当 電話048-830-3171(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成20年7月25日(金)まで上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会
開催しない。

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県庁第2庁舎3階 災害情報連絡室

イ 日時

平成20年7月30日(水) 午後2時

(5) 郵送による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

埼玉県危機管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当

イ 受領期限

平成20年7月29日(火)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

(6) 入札の執行について

入札に参加する者が一人であっても、入札を執行する。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場

合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に該当委託料を受注者に支払うものとする。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

埼玉県告示第九百八十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき特定有害物質によつて汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 指定する区域

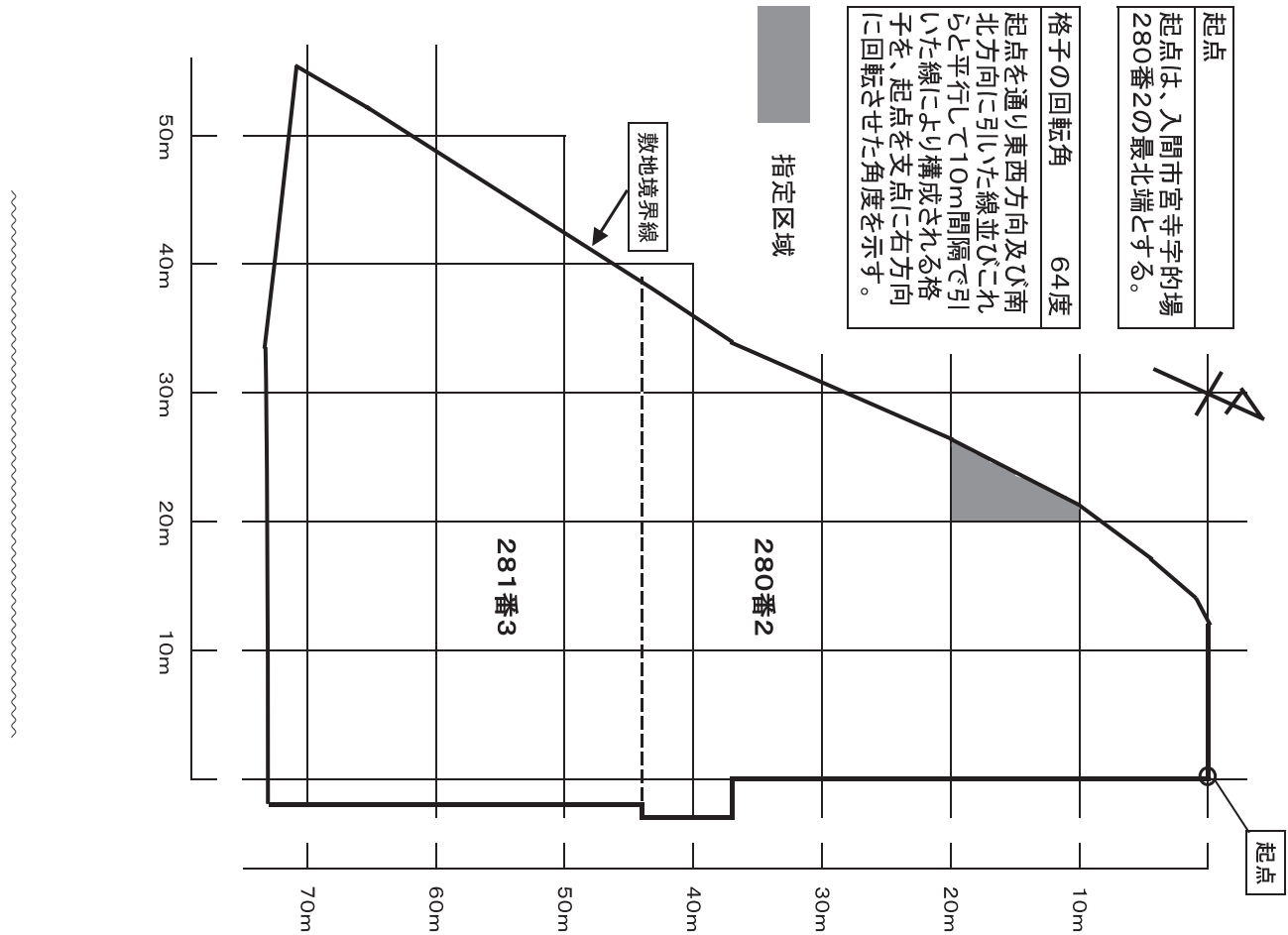
別図のとおり(入間市宮寺字的場二八〇番二の一部)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の

基準に適合しない特定有害物質の名称

六価クロム化合物

別図



埼玉県告示第九百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク・ケヨー宮地店

秩父市下宮地町五千二百九十九の一 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前)

ベルク宮地店

(変更後)

ベルク・ケヨー宮地店

ハ 変更年月日

平成二十年七月九日

ニ 届出年月日

平成二十年七月九日

二 縦覧期間

平成二十年七月二十二日から平成二十年十一月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年七月二十二日から平成二十年十一月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク・ケヨー宮地店

秩父市下宮地町五千二百九十九の一 外

ロ 変更の概要

店舗面積の合計

(変更前) 二千七百二十七平方メートル

(変更後) 三千二百四十九平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 二三八台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 二七〇台

駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 四箇所

(変更後) 位置 図面省略 五箇所

ハ 変更年月日

平成二十一年三月十日

ニ 届出年月日

平成二十年七月九日

三 縦覧期間

平成二十年七月二十二日から平成二十年十一月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年七月二十二日から平成二十年十一月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成二十年七月十六日認可した。

平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

平方領々家土地改良区

二 事務所所在地

上尾市

埼玉県告示第九百八十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設定等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇六一四一〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

北葛飾郡松伏町大字築比地字前田一

六三〇一、一六五七三、一六九五

一

三 雨水流抑制施設の容量

容量 一一一六・八四立方メートル

埼玉県告示第九百八十八号

水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により、大里郡利根川水害予防組合の区域を次のとおり変更した。

平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

変更前	深谷市矢島字橋南千二百八番一地从先から深谷市江原字豆柄九百九十八番一地从先まで
変更後	深谷市西田字西田五百九十一番地先から深谷市江原字豆柄九百九十八番一地从先まで

埼玉県告示第九百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、越谷都市計画区域区分を変更した。
なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、越谷都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

戸田市都市計画道路三・五・五号新曾川口線、三・五・八号蕨駅前通り西口線、三・四・十号前谷馬場線、三・四・十三号戸田公園駅大前環状線、三・四・十四号戸田公園駅上前環状線、三・四・二十二号戸田公園駅西口駅前通り一号线

二 都市計画を変更する土地の区域

(三・五・五号新曾川口線)

イ 追加する土地の区域

戸田市本町四丁目の一部

ロ 削除する土地の区域

戸田市川岸三丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、南町、新曾南一丁目及び新曾南三丁目の各一部

(三・五・八号蕨駅前通り西口線)
イ 追加する土地の区域
戸田市本町二丁目及び本町三丁目の各一部
ロ 削除する土地の区域
戸田市本町二丁目及び本町三丁目の各一部

(三・四・十号前谷馬場線)

イ 追加する土地の区域

戸田市新曾南一丁目及び新曾南二丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

(三・四・十三号戸田公園駅大前環状線)

イ 追加する土地の区域

戸田市本町二丁目及び本町四丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

戸田市本町二丁目及び本町四丁目の各一部

イ 追加する土地の区域

(三・四・十四号戸田公園駅上前環状線)

イ 追加する土地の区域

戸田市本町四丁目の一部

ロ 削除する土地の区域

戸田市本町五丁目の一部

イ 追加する土地の区域

戸田市本町五丁目の一部

ロ 削除する土地の区域

(三・四・二十二号戸田公園駅西口駅前通り一号线)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

戸田市本町四丁目及び本町五丁目の各一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所及び戸田市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年七月二十二日から平成二十年八月五日まで

埼玉県告示第九百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

戸田市都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

戸田市川岸三丁目、本町三丁目、本町四丁目、南町及び新曾南一丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、戸田市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年七月二十二日から平成二十年八月五日まで

平成二十年七月二十二日から平成二十年八月五日まで

埼玉県告示第九百九十四号

坂戸市から坂戸都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九百九十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定により土地区画整理事業の施行を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称及び住所

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業東日本支社
さいたま市大宮区桜木町一丁目十番十六号

二 事業施行期間

平成二十年七月二十二日から

埼玉県告示第九百九十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条の規定による処

平成二十四年三月三十一日まで
三 施行地区
吉川市大字木売字井堀向道下の一部。

大字高富字道免及び字蒲田の各一部。

大字高久字原田及び字町田の各一部。

大字中曾根字川戸沼及び字八幡の各一部。

大字道庭字堤外の一部。

四 土地区画整理事業の名称
越谷都市計画事業武蔵野操車場跡地

五 事務所の所在地
吉川市木売一丁目四番地十一号

六 施行認可の年月日
平成二十年七月二十二日

七 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業東日本支社武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事務所並びに吉川市役所に掲示して行うものとする。

分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。
平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は氏名	被聴聞者の住所又は主たる事務所の所在地
平成二十年七月三十一日 午後二時三十分	株式会社エステートプランニング 代表取締役 板橋 隆	飯能市仲町六番二十二号
平成二十年七月三十一日 午後三時十五分	株式会社コトス 代表取締役 長田 卓也	比企郡小川町東小川三丁目十一番地八
平成二十年七月三十一日 午後四時	株式会社KENプランニング 代表取締役 本橋 建男	入間市宮寺六百七十二番地七

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 三〇四会議室

埼玉県告示第九百九十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十八条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。
平成二十年七月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は氏名	被聴聞者の住所又は主たる事務所の所在地
平成二十年七月三十一日 午後一時三十分	小田 泰生	埼玉県蕨市塚越七丁目二十番二号

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 三〇四会議室

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百

一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月二十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年六月二十三日

第二〇〇〇三八〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月十五日

第二〇〇〇三五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字中曾根字西組二五

九一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊谷市石原二〇五〇一 アネシス

三〇二号

石井 美津江

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百

二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年七月二十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年六月二十日

第二〇〇〇一九〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月十六日

第二〇〇〇三六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

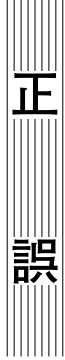
比企郡嵐山町大字千手堂字山王二二

〇一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字千手堂五八三

関口 悦子



二十七 一 表中

誤

埼玉県教育委員会訓令第二号(平成二十年三月二十八日号外第十二号)中訂正ページ段

正

一 県教育行政の基本方針を決定すること。	1 教育振興基本計画を定めること。	2 教育行政重点施策を定めること。
一 県教育行政の運営に関する基本方針並びに主要な新事業の計画を樹立し、その実施方針を定めること。	1 県教育行政の運営に関する基本方針並びに主要な新事業の計画を樹立し、その実施方針を定めること。	2 主要なものを除く事業の計画を樹立し、及びその実施方針を定めること。

一 県教育行政の基本方針を決定すること。	1 教育振興基本計画を定めること。	2 教育行政重点施策を定めること。
一 県教育行政の運営に関する基本方針並びに主要な新事業の計画を樹立し、その実施方針を定めること。	1 県教育行政の運営に関する基本方針並びに主要な新事業の計画を樹立し、その実施方針を定めること。	2 主要なものを除く事業の計画を樹立し、及びその実施方針を定めること。

を制定し、改廃すること。

ページ 二 表中二段目の三行目

誤 管理及び評価

正 管理及び執行の状況について点検及び評価

ページ 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

二十七 二 後ろ 延長

